

写

教生 ——— 891  
平成20年7月28日

各市町村教育委員会教育長 様

秋田県教育委員会教育長



公立社会教育施設の災害時の被害状況報告  
及び災害復旧に対する補助について（通知）

日ごろより、災害時の被害状況報告に御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。  
さて、先月以来、東北地方において大地震が続いて発生し、その度、文部科学省からの照会に基づき、各市町村から被害状況について報告いただきました。  
つきましては、今後県内において地震及び災害が発生した場合、次のとおりの取り扱いとしたいので、御協力いただきますようお願いいたします。

**1 震度4以上の地震が発生した場合**

当該施設の被害の有無に関わらず、状況確認が済みしだい当課まで御報告ください。

**2 震度3以下の地震及び地震以外の災害（台風、大雨等）が発生した場合**

被害が確認された場合は、当課からの照会に関わらず、速やかに御報告ください。

**3 激甚災害の適用となった場合**

国から施設の災害復旧事業補助が得られます。詳細は別添資料を御参照ください。

**4 被害状況報告の方法**

別紙様式により、FAXまたは電話にて御報告ください。様式が必要な場合はメールにて送付しますので、担当までお知らせください。

**5 その他**

県教育庁における「被害状況報告系統図」を添付しましたので、御参照ください。

**【担当・問い合わせ先】**

教育庁生涯学習課  
社会教育班 関谷

TEL 018-860-5184

FAX 018-860-5816